

細目別評定点採点表

起工番号	C
工事名：	○△土木工事

考査項目	細 別	①主任監督員	②総括監督員	④検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	① 施工体制一般	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9点 / 3.3点	4.5%
	② 配置技術者	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9点 / 4.1点	4.5%
2. 施工状況	① 施工管理	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点		(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	9.4点 / 13.0点	14.5%
	② 工程管理	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点	(0.0) × 0.2 + 3.2 = 3.2点		6.1点 / 8.1点	9.4%
	③ 安全対策	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点	(0.0) × 0.2 + 3.3 = 3.3点		6.2点 / 8.8点	9.5%
	④ 対外関係	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9点 / 3.7点	4.5%
3. 出来形及び出来ばえ	① 出来形	(0.0) × 0.4 + 2.8 = 2.8点		(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	9.3点 / 14.9点	14.3%
	② 品質	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点		(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	9.4点 / 17.4点	14.5%
	③ 出来ばえ			(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	6.5点 / 8.5点	10.0%
4. 工事特性	① 施工条件等への対応		(0.0) × 0.2 + 3.3 = 3.3点		3.3点 / 7.3点	5.1%
5. 創意工夫	① 創意工夫	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9点 / 5.7点	4.5%
6. 社会性等	① 地域への貢献等		(0.0) × 0.2 + 3.2 = 3.2点		3.2点 / 5.2点	4.9%
小計					65点 / 100点	
7. 法令遵守等			(0) × 1.0 = 0.0点		0.0点	
(0.0) (0.0) (0.0) 総評定点					65点 / 100点	

判 定	C
-----	---

※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 総合評価技術提案等は、技術提案等の履行が確認できない場合に、『不履行』を選択し減点する。(減点方法は別に定める。)

工事成績判定	A	B	C	D	E	
	90点以上	75点以上90点未満	60点以上75点未満	45点以上60点未満	E1	40点以上45点未満
	優れている	やや優れている	普通である	やや劣る	E2	40点未満
					劣る	

検査員	総括監督員	主任監督員

工 事 成 績 評 定 書

契約管理課長 様

検査員氏名

工事担当課		起工番号																		
工 事 名	○△土木工事				工事場所															
受 注 者					請負金額															
現場代理人					主任技術者															
契 約 工 期	自	令和 年 月 日			完成年月日	令和 年 月 日														
	至	令和 年 月 日			検査年月日	令和 年 月 日														
主任監督員氏名					総括監督員氏名															
考 査 項 目		① 主任 監 督 員					② 総 括 監 督 員					③ 検 査 員								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	①施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	②配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2. 施工状況	①施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15
	②工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	③安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	④対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5														
3. 出来形及び出来ばえ	①出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20
	②品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	③出来ばえ													+5		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	①施工条件等への対応 ※1						(≦20.0) +0.0													
5. 創意工夫	①創意工夫 ※1	(≦7.0) +0.0																		
6. 社会性等	①地域への貢献等 ※2						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計	(1+2+3+4+5+6)																			
合計点(A)	65点+ (加減点合計)	+ 65.0					+ 65.0					+ 65.0								
評定点 (B)	合計点(A)×率 (小数第2位四捨五入)	(A)×40% + 26.0 点					(A)×20% + 13.0 点					(A)×40% + 26.0 点								
7. 法令遵守等 ※4							0.0~-36.0					0 点								
総評定点 7+(B) ※5		65 点																		

※1 工事特性及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、主任、総括監督員による合議を原則とする。

※2 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※3 各考查項目毎の採点は、主任監督員は別紙1-(1)～別紙1-(10)、総括監督員は別紙2-(1)～別紙2-(6)、検査員は別紙3-(1)～別紙3-(5)によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。

※4 法令遵守等は減点のみとし、総括監督員が評価を行う。

※5 総評定点は、四捨五入により整数とする。

工 事 成 績 評 定 書																				
検査員 様						総括監督員 主任監督員														
工事担当課						起工番号														
工 事 名		○△土木工事										工事場所								
受 注 者												請負金額								
現場代理人						主任技術者														
契 約 工 期		自 令和 年 月 日				完成年月日				令和 年 月 日										
		至 令和 年 月 日				検査年月日				令和 年 月 日										
主任監督員氏名						総括監督員氏名														
考 査 項 目		① 主任 監 督 員					② 総 括 監 督 員					③ 検 査 員								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	①施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	②配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2. 施工状況	①施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10														
	②工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	③安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	④対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5														
3. 出来形及び出来ばえ	①出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5														
	②品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5														
	③出来ばえ																			
4. 工事特性	①施工条件等への対応 ※1						(≦20.0) +0.0													
5. 創意工夫	①創意工夫 ※1	(≦7.0) +0.0																		
6. 社会性等	①地域への貢献等 ※2						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計		(1+2+3+4+5+6)																		
合計点(A)		65点+(加減点合計)					+ 65.0					+ 65.0								
評定点(B)		合計点(A)×率 (小数第2位四捨五入)					(A)×40% + 26.0 点					(A)×20% + 13.0 点								
7. 法令遵守等 ※4							0.0~-36.0					0 点								
総評定点 7+(B) ※5							39 点													

※1 工事特性及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、主任、総括監督員による合議を原則とする。

※2 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※3 各審査項目毎の採点は、主任監督員は別紙1-(1)~別紙1-(10)、総括監督員は別紙2-(1)~別紙2-(6)、検査員は別紙3-(1)~別紙3-(5)によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。

※4 法令遵守等は減点のみとし、総括監督員が評価を行う。

※5 総評定点は、四捨五入により整数とする。

工 事 成 績 評 定 書

契約管理課長 様
(契約担当)

工事担当課 課長
検査員氏名

工事担当課		起工番号																		
工 事 名	○△土木工事				工事場所															
受 注 者					請負金額															
現場代理人					主任技術者															
契 約 工 期	自	令和 年 月 日			完成年月日	令和 年 月 日														
	至	令和 年 月 日			検査年月日	令和 年 月 日														
主任監督員氏名					総括監督員氏名															
考 査 項 目		① 主任 監 督 員					② 総 括 監 督 員					③ 検 査 員								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	①施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	②配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2. 施工状況	①施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15
	②工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	③安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	④対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5														
3. 出来形及び出来ばえ	①出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20
	②品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	③出来ばえ													+5		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	①施工条件等への対応 ※1						(≦20.0) +0.0													
5. 創意工夫	①創意工夫 ※1	(≦7.0) +0.0																		
6. 社会性等	①地域への貢献等 ※2						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計	(1+2+3+4+5+6)																			
合計点(A)	65点+ (加減点合計)	+ 65.0					+ 65.0					+ 65.0								
評定点 (B)	合計点(A)×率 (小数第2位四捨五入)	(A)×40% + 26.0 点					(A)×20% + 13.0 点					(A)×40% + 26.0 点								
7. 法令遵守等 ※4							0.0~-36.0					0 点								
総評定点 7+(B) ※5		65 点																		

※1 工事特性及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、主任、総括監督員による合議を原則とする。

※2 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※3 各考査項目毎の採点は、主任監督員は別紙1-(1)~別紙1-(10)、総括監督員は別紙2-(1)~別紙2-(6)、検査員は別紙3-(1)~別紙3-(5)によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。

※4 法令遵守等は減点のみとし、総括監督員が評価を行う。

※5 総評定点は、四捨五入により整数とする。

主任監督員評定

1. 施工体制 — I. 施工体制一般

【評価項目】

- a. 施工体制が適切である。
- b. 施工体制がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 施工体制がやや不適切である。
- e. 施工体制が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 建設業退職金共済制度（建退共）適用事業主工事現場の標識が現場において適切に掲示されている。
- 2. 施工体制台帳、施工体系図が適時、適切に整備され、施工体制台帳の現場保管及び施工体系図の現場掲示がなされている。
- 3. 建設業許可票、労災保険関係成立票が現場に掲示されている。
- 4. 施工計画書を、工事着手前に提出している。
- 5. 施工計画及び施工中にて、工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。
- 6. 緊急指示、事故、災害等に対する対応が速やかである。
- 7. 施工体制に関して指摘事項がなかった、または指適事項があったが速やかに改善された。
- 8. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%~90%未満	b
評価値が60%~80%未満	c
評価値が60%未満	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 施工体制一般に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば..... e

評価：

主任監督員評定

Ⅰ. 施工体制 — Ⅱ. 配置技術者

【評価項目】

- a. 配置技術者として適切である。
- b. 配置技術者としてほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 配置技術者としてやや不適切である。
- e. 配置技術者として不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 現場代理人が工事現場に常駐し、工事全体の把握ができています。
- 2. 現場代理人は契約書、設計図書に定める通知、協議、提出等を書面で行っている。
- 3. 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
- 4. 作業に必要な作業主任者を選任、配置し、現場掲示を行っている。
- 5. 作業に必要な専門技術者を選任し配置している。
- 6. 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
- 7. 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と書面で協議するなどの必要な対応を行っている
- 8. 書類を仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
- 9. 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
- 10. 配置技術者に関して指摘事項がなかった、または指摘事項があったが速やかに改善された。
- 11. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%~90%未満	b
評価値が60%~80%未満	c
評価値が60%未満	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

[マイナス要因]

- 配置技術者に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば..... e

評価：

主任監督員評定

2. 施工状況 — I. 施工管理

【評価項目】

- a. 施工管理が適切である。
- b. 施工管理がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 施工管理がやや不適切である。
- e. 施工管理が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 契約書第18条第1号～5号に基づく設計図書の照査結果について、監督員の確認を受けている。
- 2. 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
- 3. 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
- 4. 施工計画書が設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
- 5. 工事材料及び使用機器類の品質に影響が無いよう保管している。
- 6. 材料の品質証明書及び写真等を整理している。
- 7. 工事記録（打合せ簿、立会願を含む）の整備が適時、的確になされている。
- 8. 現場内での整理整頓が日常的になされている。
- 9. 施工管理に関して指摘事項がなかった、または指適事項があったが速やかに改善された。
- 10. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%～90%未満	b
	評価値が60%～80%未満	c
	評価値が60%未満	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 施工管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば..... e

評価：

主任監督員評定

2. 施工状況 — II. 工程管理

【評価項目】

- a. 工程管理が適切である。
- b. 工程管理がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 工程管理がやや不適切である。
- e. 工程管理が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
- 2. 休日・代休の確保を行っている。
- 3. 請負者の責による夜間や休日の作業がない。
- 4. 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、工程の遅れが無い。
- 5. 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
- 6. 積極的に地元や施設管理者との工程調整を行い、円滑な工事進捗を行っている。
- 7. 適切な工程管理を行い、工期内に工事完成書類を提出した。
- 8. 工程管理に関して指摘事項がなかった、または指適事項があったが速やかに改善された。
- 9. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)

判断基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%~90%未満	b
評価値が60%~80%未満	c
評価値が60%未満	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 工程管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば..... e

評価 :

主任監督員評定

2. 施工状況 ー Ⅲ. 安全対策

【評価項目】

- a. 安全対策が適切である。
- b. 安全対策がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 安全対策がやや不適切である。
- e. 安全対策が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 労働安全衛生法に定められた安全点検、安全教育等を実施し、労働災害防止に努めており、記録が整備されている。
- 2. 過積載防止に取り組んでいる。
- 3. 使用機械、車両等の作業前点検整備等がなされ管理している。
- 4. 仮設工（山留め、足場、支保工等）の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
- 5. 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
- 6. 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
- 7. 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
- 8. 安全対策において指摘事項がなかった、または指摘事項があったが速やかに改善された
- 9. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）
判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%～90%未満 b
 評価値が60%～80%未満 c
 評価値が60%未満 d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。
- 安全対策に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
 上記に該当すれば……… d
- 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
 上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

2. 施工状況 — IV. 対外関係

【評価項目】

- a. 対外関係が適切である。
- b. 対外関係がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 対外関係がやや不適切である。
- e. 対外関係が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 工事施工にあたり、関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
- 2. 工事施工にあたり、地元（入居者、施設管理者を含む）との調整を行った事実が確認できる。
- 3. 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
- 4. 積極的に環境・騒音・安全対策等を実施し、第三者からの苦情が無い。または、苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルが少なかった。
- 5. 施設管理者に対し、保守管理について適切な説明資料を整備し、引き渡しの準備を行っている。
- 6. 対外関係において指摘事項がなかった、または指適事項があったが速やかに改善された。
- 7. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)
判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%~90%未満 b
 評価値が60%~80%未満 c
 評価値が60%未満 d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 対外関係に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
 上記に該当すれば……… d
- 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
 上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー I. 出来形

【総合評定】

【評価項目】

- a. 出来形管理が優れている。
- b. 出来形管理が良好である。
- c. 出来形管理が適切である。
- d. 出来形管理がやや不適切である。
- e. 出来形管理が不適切である。

【計算式】

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	b
	評価値が60%~80%未満	c
	評価値が60%未満	d

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形

【建築工事】

【評価項目】

- a. 出来形管理が優れている。
- b. 出来形管理が良好である。
- c. 出来形管理が適切である。
- d. 出来形管理がやや不適切である。
- e. 出来形管理が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 施工図、承諾図等が、設計図書を満足している。
- 2. 施工計画書等で定めた出来形の管理（完成図書、写真を含む）基準に基づき管理している。
- 3. 出来形確認記録（完成図書、写真を含む）の内容が適切である。
- 4. 出来形の管理方法を工夫している。
- 5. 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
- 6. 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき処分が適切である。
- 7. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	b
	評価値が60%~80%未満	c
	評価値が60%未満	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 出来形の管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
上記に該当すれば..... e

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形

【設備工事】

【評価項目】

- a. 出来形管理が優れている。
- b. 出来形管理が良好である。
- c. 出来形管理が適切である。
- d. 出来形管理がやや不適切である。
- e. 出来形管理が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 施工図、承諾図等が、設計図書を満足している。
- 2. 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している
- 3. 工事記録、工事写真、施工図、承諾（製作）図、その他必要な書類の整備が良好である。
- 4. 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
- 5. 製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲内であり、満足している。
- 6. 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。
- 7. 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき処分が適切である。
- 8. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）
判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%～90%未満 b
 評価値が60%～80%未満 c
 評価値が60%未満 d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 出来形の管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
 上記に該当すれば……… d
- 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
 上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【総合評定】

【評価項目】

- a. 品質管理が優れている。
- b. 品質管理が良好である。
- c. 品質管理が適切である。
- d. 品質管理がやや不適切である。
- e. 品質管理が不適切である。

【計算式】

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	b
	評価値が60%~80%未満	c
	評価値が60%未満	d

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【建築工事】

【評価項目】

- a. 品質管理が優れている。
- b. 品質管理が良好である。
- c. 品質管理が適切である。
- d. 品質管理がやや不適切である。
- e. 品質管理が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
- 2. 品質確認記録の内容が適切である。
- 3. 施工の各段階における品質が適切である。
- 4. 躯体工事における施工の品質が良好である。
- 5. 内外仕上げ工事における施工の品質が良好である。
- 6. 不可視部分となる箇所の品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
- 7. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)
判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%~90%未満 b
 評価値が60%~80%未満 c
 評価値が60%未満 d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。。

[マイナス要因]

- 品質の管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
 上記に該当すれば……… d
- 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
 上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【設備工事】

【評価項目】

- a. 品質管理が優れている。
- b. 品質管理が良好である。
- c. 品質管理が適切である。
- d. 品質管理がやや不適切である。
- e. 品質管理が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 機材の品質が、承諾函等により確認でき、設計図書を満足している。
- 2. 施工の各段階における品質が適切である。
- 3. 品質確認記録の内容が適切である。
- 4. システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
- 5. 機材及び施工の品質が良好である。
- 6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
- 7. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)
判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%~90%未満 b
 評価値が60%~80%未満 c
 評価値が60%未満 d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。。

[マイナス要因]

- 品質の管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
 上記に該当すれば……… d
- 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
 上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

5. 創意工夫 — I. 創意工夫

- 準備・後片づけ関係
 - 1. 測量・位置出しにおける工夫
 - 2. 現地調査方法の工夫
 - 3. その他

- 施工体制
 - 4. 建設業退職金共済制度の主旨を作業員に説明するとともに、共済証紙の配布が共済証紙受払簿等により適切に行われるなど、事業主を除く作業員全員の退職金制度が適切であることが確認できる。

- 施工関係
 - 5. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫、または設備据付後の試運転調整の工夫
 - 6. 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み
 - 7. 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫
 - 8. 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫
 - 9. 電気設備工事等の配線、配管等の工夫
 - 10. 空調衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫
 - 11. 照明・視界確保等の工夫
 - 12. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画、施工の工夫
 - 13. 運搬車両・施工機械等の工夫
 - 14. 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫
 - 15. 施工管理及び品質向上等の工夫
 - 16. プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫
 - 17. 仮設施工等の工夫
 - 18. 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫
 - 19. 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫
 - 20. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫
 - 21. その他

- 施工管理関係
 - 22. 出来形の管理等に関する工夫
 - 23. 施工計画書または写真記録等に関する工夫
 - 24. 出来形・品質に関する計測等及び集計の工夫
 - 25. C A D、施工管理ソフト等の活用
 - 26. C A L Sを活用した施工管理の工夫
 - 27. その他

- 品質関係
 - 28. 集計ソフト等の活用と工夫
 - 29. 躯体工事の品質管理の工夫
 - 30. 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫
 - 31. 施工の検査・試験に関する工夫
 - 32. 品質記録方法の工夫
 - 33. その他

- 安全衛生関係
 - 34. 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
 - 35. 安全衛生教育、技術向上講習会、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
 - 36. 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫
 - 37. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫

- 38. 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫
- 39. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫
- 40. 作業時における作業環境改善等の工夫
- 41. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
- 42. その他

■ その他

※加点対象は受注者から新技術活用を提案した場合のみとし、下記2項目での加点は最大4点とする。発注者が指定した活用及び総合評価における技術提案による場合は加点措置を行わないものとする。

- 43. NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術を活用している。
- 44. NETIS登録技術のうち、『有用とされる技術』を活用している。(2点)
『有用とされる技術』とは、推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、活用促進技術、少実績優良技術をいう。
- 45. その他

理由

★ 評価基準

1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する
 2. 加点は+7点～0点の範囲とする【最大7点の加点評価とする。】
 3. 該当キーワード数の数と重みを勘案して評価する
 4. 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えても良い
- ※1. 創意工夫においては「4. 工事特性」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
- ※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
- ※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを主に評価し、単なる受注者の好意によるものは対象としない。
- ※4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、総括監督員との合議を原則として記述する。
- ※5. 総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※6. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
- ※7. 本評価に当たっては、受注者から「創意工夫・社会性等に関する実施状況」(別紙5)が提出された場合、これを適切に評価し、反映させるものとする。ただし、施工体制については別紙5の提出に拘らず、関係書類を確認して評価する。

【創意工夫の詳細評価】

評点： 点

総括監督員評定

2. 施工状況 — II. 工程管理

【評価項目】

- a. 工程管理が優れている。
- b. 工程管理が良好である。
- c. 工程管理が適切である。
- d. 工程管理がやや不適切である。
- e. 工程管理が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 現場または施工条件の変更等による工期的な制約がある中で工事を完成させた。
- 2. 隣接または同一現場の他工事等との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工期内に工事を完成させた。
- 3. 近隣住民（入居者・施設管理者を含む）との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工期内に工事を完成させた。
- 4. 工程管理に係る積極的な姿勢が見られた。
- 5. 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い工事を完成させた。
- 6. 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が行われている。
- 7. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）
判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%～90%未満 b
 評価値が60%～80%未満 c
 評価値が60%未満 d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

【マイナス要因】

- 自主的な施工管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。
 上記に該当すれば……… d
- 実施工程表を工事着手前までに提出していない、または承諾 されていない。
- 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。
 上記に該当すれば……… e

評価：

総括監督員評定

2. 施工状況 ー Ⅲ. 安全対策

【評価項目】

- a. 安全対策が優れている
- b. 安全対策がやや優れている
- c. 安全対策が適切である。
- d. 安全対策がやや不適切である。
- e. 安全対策が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 建設労働災害、公衆災害防止への努力を継続的に行っている。
- 2. 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
- 3. 安全衛生管理活動が活発である。
- 4. 安全管理に関する創意工夫に取り組んでいる。
- 5. 安全協議会活動に取り組んでいる。
- 6. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)
判断基準 評価値が90%以上 a
評価値が80%~90%未満 b
評価値が60%~80%未満 c
評価値が60%未満 d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 安全管理に関する現場管理または、防災体制が不適切であり文書により改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 工事関係者（市監督員を含む）事故または公衆災害が発生したが、軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった。（指名停止基準において不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）
上記に該当すれば……… e

評価：

総括監督員評定

4. 工事特性 — I. 施工条件等への対応

● 厳しい周辺環境、社会条件との対応 内容

※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。

- 1. 地中埋設物等の作業障害
①工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。
- 2. 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物
①工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事。
- 3. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
①住居専用地域等の騒音などの時間規制が条例で定められている工事で、かつ作業時間が夜間等、工事条件が限定される場合。
②有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事。
- 4. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
①場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事。
- 5. その他

● 長期工事における安全確保への対応

※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。

- 6. 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く）

● 災害等での臨機の措置

※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。

- 7. 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事

● 施工状況（条件）に対応した施工・工法等

内容

※下記の対応事項に1つのレ点が付けば4点の加点とし、最大12点とする。

- 8. 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事
- 9. 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事
- 10. 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事
- 11. 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事
- 12. 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事
- 13. 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事
- 14. 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事
- 15. 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事
- 16. その他

「内容」には、評価項目ごとに事例等を参照しながら内容の詳細を記述する。

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 評価にあたっては、主任監督員との意見調整を行い評価する。

※3. 主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

評点： 点

総括監督員評定

6. 社会性等 — I. 地域への貢献等

【評価項目】

- a. 地域への貢献が優れている。
- a'. 地域への貢献がやや優れている。
- b. 地域への貢献が良好である。
- b'. 地域への貢献がやや良好である。
- c. 他の評価に該当しない。

「評価対象項目」

- 1. 周辺環境への配慮（騒音、大気、臭気、振動等への対策）に積極的に取り組んだ。
- 2. 作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
- 3. 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- 4. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
- 5. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
- 6. その他

判断基準

- ※1. 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。
- ※2. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献度について、加点点評価する。
- ※3. 社会性等の評価に当たっては、受注者から「創意工夫・社会性等に関する実施状況」（別紙5）が提出された場合、これを適切に評価し、反映させるものとする。
- ※4. 請負工事費として計上しているものや特記仕様書に明記されているものは評価対象としない。

評価：

【措置内容】

- 1. 指名停止3ヶ月以上（－20点）
- 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満（－15点）
- 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満（－13点）
- 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満（－10点）
- 5. 文書注意（－8点）
- 6. 口頭注意（－5点）
- 7. 項目該当なし

① 本評価項目（8. 法令遵守等）で減点する事例は、「工事の契約または施工にあたり、工事関係者が下記の指名停止等の措置要件で上表の措置があった」場合に適用する。なお、上表の措置内容に該当するときは、下記の指名停止等の措置要件にチェックを入れ、所見に概要を記載し、詳細は記録として残しておくこと。

② 「工事の契約または施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

●西宮市指名停止基準【指名停止等の措置要件】

- 1. 虚偽記載
 - ・入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- 2. 過失による粗雑工事等
- 3. 契約違反
 - ・承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- 4. 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故
 - ・安全管理の措置が不適切であったために、重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。
- 5. 安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故
 - ・安全管理の措置が不適切であったために、工事関係者（市監督員を含む）の死傷者を生じさせた事故を起こした。
- 6. 贈賄
 - ・当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- 7. 独占禁止法違反行為
- 8. 競売入札妨害又は談合
- 9. 暴力団関係
 - ・受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
 - ・下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 10. 建設業法違反行為
 - ・建設業法に違反する事実が判明した。
 - 例）一括下請け、技術者の専任違反等施工体制等の不備
- 11. 不正又は不誠実な行為
 - ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
 - ・入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
 - ・労働委員会又は裁判所において不当労働行為があったと認定され、その効力が確定した。
 - ・監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
 - ・下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
 - ・過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。

□ 12. その他

- ・ 工事担当課以外の部署または他官庁が法令等に違反する行為により文書または口頭で警告または注意の喚起を行った。
- ・ 工事との因果関係の特定はできない事故であるが、現場管理上の瑕疵で事故に遭う可能性があり警告を行った。

評点： 点

検査員評定

2. 施工状況 — I. 施工管理

【評価項目】

- a. 施工管理が優れている。
- b. 施工管理が良好である。
- c. 施工管理が適切である。
- d. 施工管理がやや不適切である。
- e. 施工管理が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
- 2. 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適切に整備していることが確認できる。
- 3. 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
- 4. 使用する材料・機材の管理が適切であることが確認できる。
- 5. 立会確認の手続きを適切に行っていることが確認できる。
- 6. 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。
- 7. 工事の関係書類を適切に整理していることが確認できる。
- 8. 受検体制（検査用器具、準備、人員等）が適切であった。
- 9. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）
判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%～90%未満 b
 評価値が60%～80%未満 c
 評価値が60%未満 d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 施工管理について監督員が文書による改善指示を行った。
 上記に該当すれば……… d
- 施工管理について監督員からの改善指示に従わなかった。
 上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【総合評定】

【評価項目】

- a. 出来形が特に優れている。
- a'. 出来形が優れている。
- b. 出来形が特に良好である。
- b'. 出来形が良好である。
- c. 出来形が適切である。
- d. 出来形がやや不適切である。
- e. 出来形が不適切である。

【計算式】

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	a'
	評価値が70%~80%未満	b'
	評価値が60%~70%未満	b
	評価値が50%~60%未満	c
	評価値が50%未満	d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形

【建築工事】

【評価項目】

- a. 出来形が特に優れている。
- a'. 出来形が優れている。
- b. 出来形が特に良好である。
- b'. 出来形が良好である。
- c. 出来形が適切である。
- d. 出来形がやや不適切である。
- e. 出来形が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 1. 施工図、承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- 2. 施工計画書等で定めた出来形の管理（完成図書、写真を含む）基準に基づき管理している。
- 3. 出来形確認記録（完成図書、写真を含む）の内容が適切である。
- 4. 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
- 5. 不可視部分となる出来形が、工事写真で的確に確認できる。
- 6. 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
- 7. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	a'
	評価値が70%~80%未満	b
	評価値が60%~70%未満	b'
	評価値が50%~60%未満	c
	評価値が50%未満	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合には「c」評価とする。

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

- [マイナス要因]
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【設備工事】

【評価項目】

- a. 出来形が特に優れている。
- a'. 出来形が優れている。
- b. 出来形が特に良好である。
- b'. 出来形が良好である。
- c. 出来形が適切である。
- d. 出来形がやや不適切である。
- e. 出来形が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 施工図、承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- 2. 工事記録、工事写真、施工図、承諾（製作）図、その他必要な書類の整備が良好であることが確認できる。
- 3. 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工していることが確認できる。
- 4. 不可視部分となる出来形が、工事写真で的確に確認できる。
- 5. 製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲内であり、満足していることが確認できる。
- 6. 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足していることが確認できる。
- 7. 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
- 8. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準	評価値が90%以上	・ ・ ・ ・ ・	a
	評価値が80%～90%未満	・ ・ ・ ・ ・	a'
	評価値が70%～80%未満	・ ・ ・ ・ ・	b
	評価値が60%～70%未満	・ ・ ・ ・ ・	b'
	評価値が50%～60%未満	・ ・ ・ ・ ・	c
	評価値が50%未満	・ ・ ・ ・ ・	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合には「c」評価とする。

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

[マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【総合評定】

【評価項目】

- a. 品質が特に優れている。
- a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。
- b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

【計算式】

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	a'
	評価値が70%~80%未満	b'
	評価値が60%~70%未満	b
	評価値が50%~60%未満	c
	評価値が50%未満	d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【建築工事】

【評価項目】

- a. 品質が特に優れている。
- a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。
- b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 材料・製品の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- 2. 施工の各段階において、良好な品質を確認できる。
- 3. 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- 4. 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- 5. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- 6. 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容から設計図書を満足していることが確認できる。
- 7. 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- 8. 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- 9. その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- 10. 不可視部分となる箇所の品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- 11. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)

判断基準

評価値が90%以上	・ ・ ・ ・ ・	a
評価値が80%～90%未満	・ ・ ・ ・ ・	a'
評価値が70%～80%未満	・ ・ ・ ・ ・	b
評価値が60%～70%未満	・ ・ ・ ・ ・	b'
評価値が50%～60%未満	・ ・ ・ ・ ・	c
評価値が50%未満	・ ・ ・ ・ ・	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【設備工事】

【評価項目】

- a. 品質が特に優れている。
- a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。
- b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 機材の品質が、承諾函等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- 2. 施工の各段階において、良好な品質を確認できる。
- 3. 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- 4. 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- 5. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- 6. 機器の性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容から設計図書を満足していることが確認できる。
- 7. 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- 8. 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
- 9. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	a'
	評価値が70%~80%未満	b
	評価値が60%~70%未満	b'
	評価値が50%~60%未満	c
	評価値が50%未満	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【総合評定】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

【計算式】

判断基準	評価値が90%以上	・ ・ ・ ・ ・	a
	評価値が80%～90%未満	・ ・ ・ ・ ・	b
	評価値が60%～80%未満	・ ・ ・ ・ ・	c
	評価値が60%未満	・ ・ ・ ・ ・	d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

【建築工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. きめ細かな施工がなされ、各部の納まりや仕上がりが良い。
- 2. 正確な施工で、各部の納まりが良い。
- 3. 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。
- 4. 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。
- 5. 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
- 6. 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
- 7. 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
- 8. 保身に配慮した施工がなされている。
- 9. クラック、隙間、がたつき等がない。
- 10. 跡片付け、清掃が行き届いている。
- 11. その他

全体的な完成度が劣っている d

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)
判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%~90%未満 b
 評価値が60%~80%未満 c
 評価値が60%未満 d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

【出来ばえについて】

- ※1. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。
- ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【設備工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. きめ細やかな施工がなされている。
- 2. 正確な施工で、各部の納まりが良い。
- 3. 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- 4. 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が確保されている。
- 5. 環境負荷低減への対策が優れている。
- 6. 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- 7. 跡片付け、清掃が行き届いている。
- 8. その他

全体的な完成度が劣っている d

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)
判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%~90%未満 b
 評価値が60%~80%未満 c
 評価値が60%未満 d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

【出来ばえについて】

- ※1. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。
- ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：